

いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）評価委員会細則
（平成 20 年 12 月 16 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）規程第 6 条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアム評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第 2 条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 各プロジェクトの評価・提言に関すること。
- 二 その他評価委員会の運営に関する重要事項

（組織）

第 3 条 評価委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手県教育委員会から選出された者 1 名
- 二 財団法人岩手県国際交流協会から選出された者 1 名
- 三 いわて未来づくり機構から選出された者 3 名

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

（委員以外の者の出席）

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員に出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 評価委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。